

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	畜産課	検索番号	1 - 1
法令名	家畜伝染病予防法	根拠条項	21 - 1		
許認可等	死体の焼却等の義務を免除する許可				
<p>1. 法令の定め</p> <p>死体の焼却等の義務(家畜伝染病予防法第21条第1項) 次に掲げる患畜又は疑似患畜の死体の所有者は、家畜防疫員が省令で定める基準に基づいて する指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。ただし、病 性鑑定又は学術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定め る場合はこの限りでない。</p> <p>2. 審査基準</p> <p>別に定めると畜場に直送する証明書の発行等の審査基準(平成6年9月30日付け 畜第850号畜産課長通知) 次の事項の全てに適合し、防疫上支障がないと判断されること。</p> <p>1) 死体を移動させる場合は、病原体の散逸のない方法によって行われること 2) 死体を収容する場合には防疫に関する獣医師たる責任者が置かれていること 3) 死体を収容する場合は、他と隔離でき、かつ、昆虫、ねずみ等の出入りが防止できる構造 であること 4) 死体及びこれに由来する汚染物品を家畜伝染病予防法施行規則別表第2の基準により処理 できること</p>					